

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 六九六
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六九六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六九七
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 六九七
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六九八
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 六九八
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 六九九
- 地籍調査の成果について認証した件三件 六九九
- 道路の区域を変更する件四件 七〇〇
- 公告
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 七〇〇
 - 福島県教育委員会教育長
 - 落札者を決定した件 七〇一
 - 福島海区漁業調整委員会
 - 漁業法により指示する件 七〇二

告 示

福島県告示第八百五十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人彩侑会泉田内科こども医院	福島市宮代字前田一九一〇	平成二十七年一月一日
やまうち整形外科クリニック	会津若松市東千石一四一七	同 日
さくらクリニック	二本松市藤之前五三	同 日
さくち診療所	西白河郡中島村大字滑津字ニツ山三七一一	同 日
ローズ薬局	白河市金鈴四一五	同 年一月二日
にほんまつアイ薬局	二本松市正法寺町一九九一	同 年一月一日
アイン薬局国見店	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一〇一一	同 年一月一日
ふるまち薬局	南会津郡南会津町古町字新坂口一五	平成二十七年一月一日
アイン薬局猪苗代店	耶麻郡猪苗代町大字千代田字三百六九一二	同 年一月一日
アイン薬局福島石川店	石川郡石川町字立ヶ岡五〇一一	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第八百五十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名称	所在地	
	変更前	変更後
訪問看護ステーションささや	一 福島市北沢又字成出三二一	二 福島市北沢又字成出一六一

（社会福祉課）

福島県告示第八百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名称	所在地	廃止年月日
医療法人かがなみ会松南診療所	福島市泉字清水田二六一九	平成二十七年九月三〇日
泉田内科こども医院	福島市宮代字前田一九一〇〇	同 日
やまうち整形外科クリニック	会津若松市東千石一四一七	同 日
さくらクリニック	二本松市藤之前五三	同 日
さくち診療所	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山三七一一	同 日

スマイル薬局二本松店

二本松市正法寺町一九九一一日

アイン薬局国見店

伊達郡国見町大字塚目字三本木一〇一一 同 年一〇月三二日

アイン薬局猪苗代店

耶麻郡猪苗代町大字千代田字二百苅六九一二 同 日

アイン薬局福島石川店

石川郡石川町字立ヶ岡五〇一一 同 日

（社会福祉課）

福島県告示第八百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
土田 憂	福島市野田町六二七―七 コーポラス吾妻二〇五	フレアス在宅 マッサージ福島	福島市南中央一―五 スカイハイツA―一	平成二十七年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第八百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
眞保慶一	福島市丸子字 御山越三一 ニューシユ テール福島六 〇五	てあて鍼灸接 骨院	福島市丸子字御山越 三一 ニューシユ テール福島六〇五	平成二七年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百六十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
眞保慶一	福島市丸子字 御山越三一 ニューシユ テール福島六 〇五	てあて鍼灸接 骨院	福島市丸子字御山越 三一 ニューシユ テール福島六〇五	平成二七年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社風 の丘	福島市飯野町 字小平三六一 一	株式会社風 の丘	福島市飯野町字 小平三六一一	同 年 八月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
居宅介護支 援事業所相 馬ケアブラ ン	南相馬市原町 区日の出町三 〇〇	株式会社相 馬の里	南相馬市小高区 行津字善明迫一 六	同 年 九月一日	居宅介護 支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第八百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
会津中央訪問看 護指定居宅介護 支援事業所	会津若松市松町 一一二九	会津若松市東山 町大字湯本字下 原二四五	一般財団 法人温知 会	会津若松市鶴賀 町一一一

(社会福祉課)

福島県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ヘルパーステーションせせらぎ	福島市黒岩字戸ノ内八一二	特定非営利活動法人サクラブレイス	福島市黒岩字戸ノ内八一二	平成二十七年一〇月一日	訪問介護 介護予 防訪問介 護

（社会福祉課）

福島県告示第八百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

南会津町

二 成果の名称

南会津町高野の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第八百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

伊達市

二 成果の名称

伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿

福島県告示第八百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市田村町田母神の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町諏訪町四一六番一地先から同 郡同 町諏訪町四〇〇番二地先まで	変更前	一一・〇	一八〇・〇
		変更後	一一・八	一八〇・〇
		変更後	一一・八	一八〇・〇
		変更後	三七・〇	一八〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第八百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十二月十一日

平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉崎 石川線	西白河郡泉崎村大字泉 崎字四ツ塚一二番一 地 先から	九・二〇 二四・八	二四・六〇 二四・八	四八〇・〇	四八〇・〇
	同 郡同 村大字泉 崎字椗内前一番一 地先 まで			四八〇・〇	四八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字小 田倉字後原三五六番 地 先から	一〇・八〇 一七・〇	一七・〇〇 一九・二〇	三四八・〇	三四八・〇
	同 郡同 村大字小 田倉字山下一番一 地先 まで			三四八・〇	三四八・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉岩 間植田線	いわき市小浜町東ノ作 三〇一番地先から 同 市小浜町渚六七 番地先まで	七・〇〇 四三・五	四三・五〇 五七・七	五五五・三	五五五・三
				五五五・三	五五五・三

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 藤田 恒榮

住所

白河市東蕪内字新屋敷九番地

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年12月11日

福島県教育センター 所 長 渡 辺 昇

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県教育センター情報教育研修用コンピュータシステム 一式（搬入、設置、導入、保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県教育センター 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
40,791,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月2日

（総務管理部）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻芳弘

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までとする。